

高額医療・高額介護合算療養費制度が

創設されました！

「医療」と「介護」の両方を利用した場合の自己負担を軽減するため、同一医療保険の世帯ごとに1年間の自己負担額を合算して基準額を超えた場合、その超えた額を支給する制度が始まりました。

【制度の概要】

●合算の対象期間

8月1日～翌年7月31日の1年間
(初年度は、平成20年4月1日
～21年7月31日の1年4カ月間)

●合算の単位

7月31日現在の世帯内で、同じ医療保険の加入者

境港市の国民健康保険または 後期高齢者医療制度の場合

支給対象となると思われる世帯には、申請書を送付しました。申請がまだの場合は、早めに提出してください。

※下記の例に該当すれば、申請書の送付がなくても支給対象となる場合がありますのでご確認ください。

(例)

- 対象期間中に他の医療保険から移った場合
- 他市町村の介護保険に加入している場合や、対象期間中に他市町村から転入した場合

職場の医療保険の場合

加入する医療保険に確認してください。

申請には健康長寿課で交付する介護保険の「自己負担額証明書」が必要です。

●基準額

医療保険の種類 医療保険の所得区分	後期高齢者	国保または職場の医療保険	
		70～74歳	70歳未満
現役並みの所得者 または上位所得者	67万円 (89万円)	67万円 (89万円)	126万円 (168万円)
一般 (住民税課税世帯)	56万円 (75万円)	56万円 (75万円)	67万円 (89万円)
低所得者Ⅱ (住民税非課税世帯)	31万円 (41万円)	31万円 (41万円)	34万円 (45万円)
低所得者Ⅰ (世帯の収入が年金収入 80万円以下など)	19万円 (25万円)	19万円 (25万円)	

※初年度の1年4カ月間は、()の額を適用しますが、通常の1年間で算出したほうが支給額が多くなる場合は、1年間の金額を適用します。

※次の場合は、計算の対象となりません。

◇差額ベッド代や食費・居住費等の保険外の支払い分、福祉用具購入費、住宅改修費

◇「高額療養費」・「高額介護サービス費」で支給される額

◇70歳未満の人については、請求1件あたり(医療機関ごとで入院と外来(総合病院は診療課ごと)は別計算)月額21,000円を超えないもの

※「医療」と「介護」のいずれか一方しか利用しなかった場合や、計算の結果支給額が500円未満の場合は、支給対象となりません。

【問合せ先】

◇市民課保険年金係 (☎ 47-1035)

◇健康長寿課介護保険係 (☎ 47-1038)

境港市で

つながることに、
こだわるドコモ。

あしたにつながる

検索

手のひらに、明日をのせて。

NTT docomo

ドコモは、お客様の声を取り入れながら、定期的な調査や24時間ネットワークのチェックなど、日々、境港市のFOMAエリア充実に徹底的に取り組んでいます。つながることに、とことんこだわるドコモです。



あしたにつながる
品質レポート